

◆「創業塾」受講者募集！

テーマ『鳥栖での創業、お手伝い致します！』

コンサルタント、創業者、金融機関など様々な講師陣があなたの夢をサポートします。

今年度の創業塾は、「鳥栖における創業」に特化した内容とし、市場分析等を研究します。鳥栖の市場特性や、商圈を踏まえ消費者ニーズを捉え、需要の開拓を支援します。

実際に鳥栖で創業された方を講師に招き、人財育成の面を中心に、事業主の生の声をお聞きいただけます。お知り合いの方などを是非、ご紹介ください。

【日 時】平成 29 年 7 月 19 日（水）、26 日（水）全講義とも 19：00～21：00

8 月 2 日（水）、9 日（水）

（フォローアップ）8 月 6 日（日）、20 日（日）9：00～12：00

（補助金対策講座）8 月 21 日（月）、28 日（月）18：00～21：00

【講 師】牧崎 茂氏（中小企業診断士）、原 弘安氏（司法書士）、西本 英雄氏（コンサルタント）、渡辺 香子氏（コンサルタント）、松隈 直也氏（美容師）、大石 聡一郎氏（金融機関）
苑田 健氏（金融機関）

【場 所】：鳥栖商工会議所 2 階研修室 【受講料】 無料

【定 員】：20 名

【対象者】 創業したい方、創業間もない方など

◆～条件変更改善型借換資金制度～

今までは条件変更債務に対しては追加融資が出来ませんでしたが、この度、当制度が創設され資金繰り改善を行うことが新たに可能となりました。

貸付対象	返済条件の緩和をしている既存の保証付き債務を新たに借換えし、資金繰り改善を図ろうとする次に掲げる県内中小企業者 1. 保証申込時点において、信用保証協会の保証付き既存債務の残高があること。 2. 1 の既存債務の全部又は一部について返済条件の変更を行っていること。 3. 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。
貸付限度額	8,000 万円
貸付期間	15 年以内（据置期間 1 年以内・新規の運転資金を追加して借換を行う場合は、据置期間は、2 年以内）
貸付利率	金融機関所定利率（2～4% 金融機関によって異なります。）
保証料率	年 0.60% 以内（標準保証料率 0.60% 上限）

◇6 月の無料相談日のご案内

税務 相談 6 月 7 日（水）21 日（水）顧問税理士

金融 相談 6 月 2 日（金）日本政策金融公庫国民生活事業

6 月 13 日（火）日本政策金融公庫中小企業事業

6 月 14 日（水）佐賀県信用保証協会

法律 相談 6 月 9 日（金）行政書士会 16 日（金）司法書士会

6 月 23 日（金）県弁護士会

* 予約制ですので、ご希望の方は事前に、ご連絡下さい。